

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第12回 | 2023年6月



歓迎すべき香港居住者証明書発行に関する手続きの修正

サマリー

香港税務局（以下、IRD）は香港居住者証明書（以下、HK CoR）の発行方法を調整し、HK CoRの申請フォームを改訂した。これらの変更は、2023年6月12日から施行された。

これは事実上、香港特別行政区（以下、香港）のほとんどの二重課税協定（以下、DTA）では、香港で法人化/設立された申請者は、香港での経済的実体の定量評価を受けることなく、HK CoRを取得できるようになることを意味する。

このタックスアラートでは、IRDのアプローチとHK CoRの申請フォームの主な変更点を要約し、我々の見解をお伝えする。

HK CoR発行アプローチの変更

2023年6月8日、IRDはウェブサイト¹において、HK CoRの発行アプローチを改訂したことを明らかにした。現在IRDは、**香港のDTAに規定されている「香港の居住者」の定義**に基づいて、HK CoRを発行できるかどうかを判断するように調整されている。

ほとんどの香港DTAは、「香港の居住者」は、香港で法人化された会社及び香港の法律に基づいて設立されたその他の者を含むと定義されている。例外として、**香港/日本DTA**では「香港の居住者」は、**香港に主たる経営・管理拠点を有する会社**またはその他の者と定義されている。

また、IRDのウェブサイトには、**香港で法人化または設立された申請者**は、一般的には、HK CoR申請フォームに設立及び事業活動の詳細のすべてを記載する**必要はない**ことを示す注意書きが掲載されている。

HK CoR申請フォームの主な変更点

2023年6月12日以降、個人以外の申請者（すなわち、会社、パートナーシップ、信託、個人団体）のHK CoR申請フォームは、以下のよう
に改訂された。

- IRDがHK CoRを発行する際のアプローチに上記の変更を反映させる。
- 香港・中国本土間のDTA（以下、CN/HK DTA）並びに租税条約における「受益者」関連事項に対する国家税務総局の通達（STA Circular 2018 No.9）に基づくHK CoR申請に関しては、現行の行政円滑化措置を正式に決定する。

¹ 詳細(英語)については、こちらのリンクからアクセス可能: <https://www.ird.gov.hk/eng/ppr/archives/23060801.htm>

IRDの既存の行政円滑化措置では、以下をカバーするHK CoRの一括申請が可能である。

- (i) 条約上の特典申請者（例：中国本土からの配当の直接的な受取人である香港SPV）と「セーフハーバールール」におけるその最終／中間100%株主
- (ii) 「同一法域ルール」による配当の受益者としての資格を有する条約上の特典申請者及びその最終100%株主
- (iii) STA Circular 2018 No.9 の「同一条約上の特典ルール」による条約上の特典申請者及びその中間100%株主

改訂された申請フォーム（フォームIR1313A及びフォームIR1313B）は、この[リンク](#)からアクセス可能である。フォームの主な変更点は以下のとおり。

フォームIR1313A – CN/HK DTAで使用する場合

- | | |
|---|---|
| 1. “Item 6 - Other Information” が新たに追加された | 以下の場合、（フォームの付録と合わせて）申請者が必要事項を記入する <ul style="list-style-type: none">• 申請者が香港以外で法人化/設立された場合、または• 条約上の特典の請求が配当とSTA Circular 2018 No.9に関連している場合 |
| 2. フォームIR1313Aの付録が改訂され、2つの部分から構成されるようになった | <ul style="list-style-type: none">• パート1は、香港外で法人化/設立された申請者が、香港での経済的実体に関する詳細情報を提供するために記入する• パート2は、STA Circular 2018 No.9に関連して一括申請する場合に記入する |
| 3. フォームのNote 3が新たに追加された | 注釈では、申請が(i)配当に関する条約上の特典の請求、(ii)STA Circular 2018 No.9に基づく「セーフハーバールール」または「同一条約上の特典/同一法域ルール」の適用に関する場合、申請者は付録のパート2を記入する必要があると示されている |

フォームIR1313B – その他の HK DTAで使用する場合

- | | |
|--|---|
| 1. “Item 5 - Other Information”が新規に追加された | 以下の場合、香港の経済的実体に関する詳細な情報を提供するために（フォームの付録と合わせて）申請者が必要事項を記入する |
| 2. フォームIR1313Bの付録が改訂された | <ul style="list-style-type: none">• 申請者が香港以外で法人化/設立された場合、または• 条約上の特典が日本/香港DTAに基づき請求される場合 |

KPMGの見解

我々は、IRDが採用したHK CoRの発行に関する修正アプローチと、改訂されたHK CoR申請フォームを歓迎する。これらの変更により、2023年6月12日以降、香港のほとんどのDTAにおいて、香港で法人化または設立された企業であるHK CoR申請者は、香港での経済的実体の定量評価、または香港での設立や事業運営に関する詳細な補足情報や書類の提出を求められることなく、HK CoRを容易に取得できるようになるはずである。

しかし、香港のDTAに基づく条約上の特典を享受しようとする企業グループは、HK CoRの取得は、香港の居住者である企業に条約上の特典を付与することについて、該当するDTAの法域が同意することを必ずしも意味しないことに留意すべきである。特に、条約乱用防止のための「主要目的テスト」が、条約交渉中に既存の香港DTAに盛り込まれるか、またはOECDの多国間文書（MLI）の関連条項によって既存の香港DTAに追加される予定である場合には、この傾向が顕著である。香港の居住者である企業は、条約上の特典を受けようとする場合、DTAの法域からの条約乱用に関する潜在的な指摘に耐えられるために、十分な経済的実体を香港に持つ必要があることに留意すべきである。

加えて、2023年1月1日から香港で施行された域外からの所得に係る免税（FSIE）制度により、FSIE制度の対象企業は、域外からの配当、利息、ロイヤルティまたは持分処分収益を香港で受け取る場合（または域外からの配当と持分処分収益の場合は資本参加免除要件を満たす）、香港での特定の経済的実体要件を満たす必要がある。特に、香港居住者である企業が得た域外からの持分処分収益が、香港のDTAに基づく条約上の特典により域外の源泉地において非課税となる場合、FSIE制度の資本参加免除制度における「15%の課税対象条件」は満たさない。香港で持分処分収益の非課税を享受する企業は、FSIE制度における経済的実体要件を満たすために香港に十分な経済的実体が必要ではない。

Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳 蔚
Head of GJP China Tax
Tel:+86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李 輝
Partner
Tel:+86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐 潔
Partner
Tel:+86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾 塁
Senior Manager
Tel:+ 852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁 秀章
Senior Manager
Tel:+ 852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山 紗綾花
Manager
Tel:+ 852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷 太郎
Manager
Tel:+ 852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河 孝之
Manager
Tel:+ 852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村 雅敏
Manager
Tel:+ 852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚 靖仁
Manager
Tel:+ 852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:

<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:

<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.